

第 19 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 19 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成 31 年 4 月 25 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 5 号 農業委員会の適正な事務実施に係る平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価、平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 8 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
3 番	古内 嘉博君	4 番	中村 亨 君
5 番	廣澤 恵美君	6 番	細谷 知成君
7 番	藤原 重信君	8 番	欠 員
9 番	熊谷 玲子君		

（農地最適化推進委員 10 名）

大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	村上 優司君
末崎地域	尾形 正男君	赤崎地域	浅野 幸喜君
猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
日頃市地域	木村マリ子君	綾里地域	畑中 圭吾君
越喜来地域	岡澤 成治君	吉浜地域	菊池 久寿君

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（0 名） 2 番 鈴木力男君

事務局出席者

局 長	飯田 秀 君	局長補佐	細谷 真実君
主 任	福田 陽介君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 2 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 19 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。最近は天気のいい日が続き、汗ばむような日もありました。大船渡市でも先週あたり桜が満開になり、今はもう葉桜になっております。

農協の推奨苗は 5 月の 4 日から配布が始まりますが、それにあわせ農作業も本格化しております。気の緩み、疲れから農作業事故が起きます。怪我等のないよう事故には十分気をつけていただきたいと思います。また去年は作況指数より悪かった人が多くいたように思われますが、今年は豊作の年になるよう願っております。

この後、事務局長から行事等経過報告でも出てくると思いますが、先日 4 月 11 日、東京の椿山荘において全国情報会議が行われ、藤原重信委員、細谷補佐と出席してまいりました。全国農業新聞情報活動表彰の全国農業新聞優秀農業委員会団体表彰で大船渡市農業委員会が、また情報活動功労表彰農業委員・推進委員の部で藤原重信委員が表彰されております。また平成 30 年普及拡張優秀農業委員会等表彰では農業委員数・農地利用最適化推進委員数対比普及率の部で全国第 10 位、農家数対比普及率の部では第 7 位にランクされ、表彰されてきました。これは皆さんの活動の成果であり、皆さんが受賞したものでございます。今後とも普及活動をお願いいたしましてあいさついたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 8 名、推進委員は 10 名であります。欠席の通告のあった農業委員は 2 番鈴木力男委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（飯田秀君） 千葉事務局長の後任であります飯田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それではお手元の資料に沿いまして行事等の経過報告及び開催予定を申し上げます。平成 31 年 3 月 25 日から 4 月 25 日までの経過報告並びに平成 31 年 4 月 26 日から平成 31 年 5 月 26 日までの行事予定等についてでございますが、記載のとおりであります。主なものとして、4 月の 11 日に、ただいま会長のあいさつにもありましたとおり、東京の椿山荘におきまして全国情報会議が開催されました。会長、藤原委員、局長補佐が出席をしております。なお表彰等については会長が触れましたので、それは省略させていただきます。4 月 15 日には盛岡市の産業会館において第 37 回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会が開催されました。会長と細谷局長補佐が出席をしております。先月開催の第 18 回総会において許可相当と決した追認案件 2 件について諮問し、異議なしとされたので、その後、許可証の交付を行っております。4 月 17 日には新任農業委員、推進委員研修会がそれぞれ開催されまして、菊地推進委員、それから事務局から局長と主任が出

席をしております。それから先月の総会において議決をいただきました農業労賃標準額については、先日4月22日に発行されました市の広報に掲載をされたところであります。

次に4月26日以降の行事でございます。明日でございますけれども、26日に開催される大船渡地方農業振興協議会の総会に会長が出席することとしております。それから5月の16日に第38回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会が開催される予定でありまして、諮問案件1件を予定しているところでございます。あとはちょっと順番がですね、逆になりますけれども、5月30日には岩手県都市農業委員会会長会の総会が花巻市で開催される予定となっております。職務代理者であります熊谷委員さんと事務局長が出席する予定であります。あとは5月の24日には第20回農業委員会総会を議員控室で開催する予定であります。総会終了後には農地利用最適化推進委員活動計画検討会も予定しておりますので、よろしく願いいたします。なお例年実施しておりますクールビズの取り組みでございます。昨年度までは6月から行なっておりましたが、今年度は5月1日からとなりましたので、次回総会からはクールビズでのご出席をご案内いたします。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、何かご質問はございませんか。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 5月の総会は1時半からですか。

○局長補佐（細谷真実君） 2時、2時ですね。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 2時だものね。

○局長補佐（細谷真実君） はい。

○議長（菊地英浩君） その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の福田陽介主任、議事録署名人には3番古内嘉博農業委員、4番中村亨農業委

員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による許可届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（細谷真実君） 議案に入る前に2箇所ほど訂正をお願いします。5ページをお開きください。5ページの2番、甫嶺14番2の案件でございますが、下のところの平成31年5月10日から1年間の一時転用とございますが、業者の方から6月10日からという変更申請がありましたので、6月10日に変更をお願いいたします。それから8ページをお開きください。標題のところを農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるとございますが、議決を求める、意見ではなく議決に訂正をお願いします。訂正してお詫びいたします。議決をお願いいたします。

それでは改めまして2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は3件です。1番、相続による権利の取得。3月12日届出、3月12日受理。2番、相続による権利の取得。3月20日届出、3月20日受理。次のページをお開きください。3番、相続による権利の取得。4月5日届出、4月5日受理。報告は以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。なお議案第1号の1番と2番は議長である私に関する案件であることから、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、議長を熊谷玲子会長職務代理者と交代いたします。

（9番 熊谷玲子君議長席に着席）

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第1号農地法第3条の3第1項の規定による許可申請についての1番と2番を審議いたします。つきましては議事参与の制限に該当する10番菊地英浩農業委員、また本案件に関わりのある菊地久寿推進委員は審議の終了まで退席をお願いします。

（10番 菊地英浩農業委員除斥）

（吉浜地区 菊地久寿推進委員除斥）

○議長（熊谷玲子君） それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案第1号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、大型機械はトラクター1台、コンバイン1台、軽トラック1台、草刈機1台を所有しております。2番、大型機械はトラクター1台、田植機（6条）1台を所有しております。なお詳細につきましては、事前に配付しております調査書に記

載しております。以上です。

○議長（熊谷玲子君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番と2番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。それでは報告いたします。震災後の土地整備の際に、隣地の譲受人より譲ってほしいとの申し入れがあり、自宅から遠く面積も小さい飛び地になっているので、関係者合意の下に売買が成立したそうです。現在はそれぞれ1枚の田んぼとしてきれいに整備され利用されておりました。以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番は本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

ここで菊地英浩農業委員、菊地久寿推進委員の着席をお願いいたします。

○議長（熊谷玲子君） 退席された委員に報告します。議案第1号1番と2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

それでは議長を交代いたします。

（10番 菊地英浩君議長席に着席）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案第2号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件で震災関連は1件です。1番、転用目的、施設等、庭敷。転用理由、隣接地との地図上境界線の形状が悪く、お互い不便を感じているため、当該地と交換し、お互い利用しやすくするため、取得後の利用は一体化した宅地（庭）として利用する。2番、

転用目的、施設等、重機車両置場 175 m²、碎石・土砂置場 200 m²、木材置場 135 m²、進入路 42 m²、転用理由、市道甫嶺横断線道路新設（その 2）工事での資材置場として利用する。建造物は設置しない。（平成 31 年 6 月 10 日から 1 年間の一時転用）。立地基準につきましては、1 番は第 3 種農地に該当し基準を満たしております。2 番については第 2 種農地に該当し、付近に広い宅地はなく代替性がないため基準を満たしております。一般基準につきましては 1 番、2 番とも金融機関の残高証明書が添付されており、資金の確保は確実です。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第 2 号 1 番について 6 番細谷知成農業委員からお願いします。

○6 番（細谷知成君） 6 番細谷です。議案第 2 号の 1 番につきまして 4 月 23 日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。譲渡人の耕作している畑は隣接する譲受人の自宅敷地より 1 m ほど高くなっており、申請地は畑の法面擁壁部分となっております。周辺の状況ですけれども、申請地の東側は譲渡人の耕作している畑、西側は譲受人の自宅敷地となっております。申請に至った経緯ですけれども、申請地は高さ 1 m ほどの農地法面の擁壁部分ですけれども、譲受人の家屋との壁の間が 70 cm ほどしかなく、家の横を通り抜けるのに狭くて不便であるため、申請地を庭敷地として取得して、家屋と擁壁の間隔を 1 m 程度確保したいため申請するというものであります。周囲への影響ですけれども、申請地は小面積であり、擁壁の位置が 30cm 程度変わるだけなので、周囲への影響はないものと思います。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 2 号 1 番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 1 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 1 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 2 号 2 番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。番号 2 番についてですが、4 月の 23 日午後 5 時半頃に借受人から電話で聞き取りをしたので報告します。借受人は転用理由にあるとおり、市道甫嶺横断線道路新設工事で重機置場、碎石、土砂、木材置場等として貸付人から借り入れることになったものだそうです。また、この場所については 3 月まで別の株式会社が同じ工事名で一時転用していたところでございます。なお

転用に伴う周囲への影響については、北側は河川と山林、南側は道路用地と山林、東側は県道ということで、特に支障のないものと見受けてきました。以上のとおり報告いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、この案件は3,000㎡超え案件のため、5月に開催される岩手県農業会議の諮問を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（細谷真実君） 議案第3号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

願出件数は4件で震災関連は3件です。1番、平成23年3月東日本大震災の時、津波により被災した住宅等の瓦礫が山積みとなり、撤去したものの、農地として利用できない原野状態である。2番、東日本大震災による津波被害により瓦礫が山積みし、撤去後も混入しており農地として復旧できない状況である。次のページをお開きください。3番、平成23年3月東日本大震災津波被災により瓦礫が山積みとなり、撤去したものの、農地として利用できない状況である。4番、平成3年より漁業用加工場として、その後、後援事務所にも利用され現在に至る。平成3年当時、西側林道が開発された際の残土を埋められ、通路及び駐車場として利用され現在に至る。始末書が提出されております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いをいたします。議案第3号1番から3番までについて大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 報告いたします。推進委員の尾形です。議案第3号農地法の適用外の証明願の1番について報告いたします。申請地は農地や雑種地が混在している中の北側に位置しております。この辺り一体は20年以上前までは団地の住宅に囲まれた区画整理のされていない小さな棚田の水田地帯でしたが、耕作をしなくなり、水田に盛土して畑にしたり柿を植えたり、また何もせずに草刈りをしている等で管理しているところでした。東日本大震災の津波により到達点の少し海側の場所だった申請地は浸水し、更に壊れた住宅が瓦礫となって埋め尽くしていました。重機による瓦礫撤去で大き

いものは取り除かれましたが、踏み固められ、更に小さい瓦礫は残っていました。私の土地もこの付近にあり、瓦礫が散乱していましたが、撤去後に農地の利用をあきらめていたこともあり、非農地の判断となりました。4月20日午前10時30分頃に所有者に会い、話を聞くことができました。それによると、20年ぐらい前に周りの田が耕作をやめ、最後の2区画になって耕作しましたが、虫や獣による被害を受け、翌年から自分も耕作をやめ、草刈り等を行い管理をしていたそうです。しかし震災による浸水被害、そして瓦礫に覆われたことなどで草刈り等も行わず、瓦礫がなくなったことは後から確認しましたが、現状を見て何もできないと思い放置していました。このため荒廃地となり隣地との境界も確認できないようになり、農地として利用することは考えていないということです。申請地は雑種地や道路に囲まれていて、非農地になったことによる近隣への影響はないと思われています。以上です。

続いて議案第3号農地法の適用外証明願い2番について報告いたします。申請地は東日本大震災で被災し、瓦礫に埋め尽くされていたところでした。西側は未舗装で現在は使用されていない荒地となった道路、東側は2mほど高くなっている農地、北側は雑種地、南側は県道工事のための資材置場になっています。4月20日10時頃に所有者の息子さんに、ワカメ作業で忙しい中対応していただき、話を聞くことができました。それによると、耕作をやめたのは20年ぐらい前で、みんながやめたのと手が回らなくなったことによるもので、たまに草刈りなどを行っていたということでした。震災の後には他の方と同様に瓦礫の撤去は確認したが、放置していたということです。そして農地としての利用は考えていないとのことです。非農地による周囲への影響はないと思われれます。

続きまして3号の証明願い3番について報告いたします。周りの土地は雑種地で県道工事の資材置場になっています。北側は15mほどのところは2mほど高くなっていて、他の申請地と同じように瓦礫が散乱し、重機による撤去が行われました。4月21日10時頃、所有者宅を訪ねたところ、同居の娘さんとその旦那さんが対応してくれました。耕作しなくなったのは、他の申請者と同じく20年ぐらい前で、作業を担っていた所有者が高齢になり、その後は草刈りをするだけになっていたそうです。震災後はどうしたらいいかわからず、瓦礫がなくなったのは確認しましたが、その後は放置していたそうです。そして農地として利用することは考えていないとのことです。非農地になったことによる周囲への影響はないと思われれます。以上です。

○議長(菊地英浩君) 初めに議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 举手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(菊地英浩君) 举手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(菊地英浩君) 举手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号4番について3番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3番(古内嘉博君) 3番古内です。非農地の事由のとおりですけれども、現況は砂利が敷いてあり、畑の体を成しておりませんでした。許可後には事務所を建てたいということでした。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(菊地英浩君) 举手全員であります。

よって、議案第3号4番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第7、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用計画

の承認について（利用権貸借）。農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について議決を求めるものです。

1 番、利用目的、期間。利用目的は田で、4 年間の賃借期間を申請します。平成 31 年 5 月 1 日から平成 35 年 4 月 30 日までの 4 年間です。これは使用貸借によるもので、平成 22 年 4 月より貸借したものを再設定し更新するものです。大型機械はトラクター 1 台、バインダー 1 台を所有しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 4 号 1 番について 7 番藤原重信農業委員からお願いします。

○7 番（藤原重信君） 7 番藤原でございます。議案第 4 号番号 1 についての報告をいたします。23 日に所有者宅の訪問、そして現地を確認をしました。この場所は平成 22 年 4 月に農用地利用集積計画で承認され、受人が自社の製品の原料として米を作っていたところのようであります。今回、更にこの 5 月から 4 年間、利用権を受けて引き続き耕作したいため提出されたものようであります。地目は畑ですが、現況は畑、それから草地になっております。所有者が亡くなられておりますので、奥様から話をお聞きしました。なかなか手が回らなく困っているようで、利用してもらって有り難いと思っっているということでした。そして使用貸借なので何もいらないうて言っているのだが、秋には玄米を届けられますという話もされておりました。報告は以上でございます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 4 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい 3 番古内さん。

○3 番（古内嘉博君） 3 番古内です。先ほどの説明では田んぼとして利用するということでしたけれども、現況では畑と草地になっているということなんですが、その田んぼで利用するんであれば現況も田で、それで田に作り直して作付けするんでしょうか。確認です。

○7 番（藤原重信君） 私は畑って説明しましたっか、今。それでは間違いました。現況は畑ではなく田です。ごめんなさい。申し訳ないです。地目は畑だけれども現況は田です。米を作っていました。

○3 番（古内嘉博君） 草地も田でいいんですか。

○7 番（藤原重信君） そうですね、見た感じは田んぼに見えるんですけども、地目は畑になって田んぼになっていないんですね、ここは。そして草地になっていましたっけ。ここの部分だけは草刈りをして維持しているんじゃないでしょうかね。そのような感じですね。

○議長（菊地英浩君） よろしいでしょうか。その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号 1

番は本委員会において利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において利用集積計画を決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第8、議案第5号農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動・点検、評価、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(細谷真実君) 9ページをお開きください。議案第5号農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動・点検、評価、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。第17回大船渡市農業委員会総会において議決された標記活動点検・評価(案)及び活動計画(案)を農業者等に公表し、30日間それらのものからの意見及び要望を募集した内容を加味した標記活動点検・評価(案)並びに活動計画(案)を本委員会の会議に付し議決を求めるものです。

別冊の方をご用意ください。2月に審議済みですので、現時点で変更した箇所のみ説明いたします。変更箇所は網掛けをしております。これは2月には31年1月31日現在で記録しておりましたが、記載しておりましたが、今回は3月31日現在で記載しておりますので、耕地面積、農業委員会の状況1ページの耕地面積が4月に公表されておりました30年度の面積、作物面積統計において田281、畑431、合計711に変更しております。それから農地台帳面積、これもですね、3月31日に農地台帳を検索した結果ですが、農地台帳面積、田が472.3、畑1,194.5、合計1,666.8haに変更しております。それからですね、2ページをお開きください。2ページですが、これはこの案件は、この集約に対しては現在、農林課又は東北農政局への報告と突合した内容となっております。今後ですね、6月まで農林課の方の修正がありますと、こちらの方も微修正があるということになりますが、このような状況です。それでそれに伴いましてですね、2の方も変更しております。それから目標の達成に向けた活動の中でですね、一部ですね、1番、9月25日、農地中間管理機構を活用し、農業公社に452ha集積するということ。これは換地の分をカウントしていいということが県よりきましたので、農業公社に452㎡を集積したことに、このように実績を変更しております。それから3ページですが、1番、現状及び課題のところですが、30年度の新規参入者ですが、皆さん記憶に新しいと思うんですが、3月に藤原委員の斡旋により1,000㎡取得しておりますので、ここが1経営、0.1haということになっております。それに伴い2番の活性状況も1経営体の参入目標に対して実績は1経営体で100%ですが、面積に対しては0.5ha、5,000㎡の目標だったのが1,000㎡になったので、20%の達成率ということになります。そこで活動実績のところでは一番最後の、3月、委員が仲介し新規就農者に農地を1,000㎡斡旋したということをつけ加えてお

ります。それから 4 番も目標に対する評価が、委員の仲介により新規就農参入につなげる
ことができた。活動に対する評価は参入面積目標は達成できなかったが、当初計画してい
た斡旋の活動ができたということになっております。次のページをお開きください。次の
ページのこれは遊休農地の件ですけれども、これが計算方法が若干変わりましたので、計
算方法を変えております。去年の計画に今年の遊休農地の面積を足したものを、管内の農
地面積にするように、という県の指導がございましたので、ここを変えております。ただ
遊休農地の 17.6%は、やはり県内では多い方になりませんが、やはり県の指導で 30 年の 3 月
31 日現在の表記にしなさいということで、計画の段階の日付けを記入しております。次の
ページをお開きください。6 ページになりますが、これは 3 月 31 日で計上し直した結果を
反映しております。3 条に関する許可事務ですが、1 年間の処理件数は 9 件になりました。
9 件すべて許可しております。2 番、農地転用に関する事務ですが、1 年間の処理件数は
3 月末までの計が 60 件になりました。それで 3 条のですね、処理期間でも計算しておりま
すと、これも 18.3 日ということで、転用の方の処理期間は 18.1 日。どれも標準処理期間よ
りもかなり早めに許可しております。それから 7 ページをお開きください。7 ページのと
ころで 4 番、情報の提供等でございますけれども、真ん中辺に調査対象権利異動等件数と
いうことで、これも 3 月 31 日の時点でのとりまとめておりまして、その結果、3 条が 9 件、
集積 1 件、配分 3 件、3 条の 3 が 26 件の計 39 件というのが件数です。それで農地台帳の
整備ということですが、これも 3 月 31 日現在ということで 1,666.8ha に直しており
ます。次のページ 9 ページをお開きください。9 ページもですね、これは 3 月 31 日現在と
いうことで変更しております。10 ページの方は、これは計画ですので現状を 31 年の 3 月
に変更しております。担い手への農地の利用集積・集約化、現状及び課題は平成 31 年 3 月 31
日現在の数字をもって計算し直しております。それでこれに関しては新規集積面積 1ha は、
これは変わりはありません。それから新たに農業経営を営もうとする者の参入促進は、
先ほどの吉田秀行さんの分の変更がありましたので、そこを変更しております。11 ページ
になりますが、県の指導により農地面積の積算方法をこのようにするという事だったので、
農地面積を現 31 年 3 月の面積プラス 147.5ha というものを足した面積にしてあります。
それから下の方は平成 31 年 1 月から 3 月現在に変更して 712ha に変更しております。以
上、変更箇所がございます。それからこの数字ですが、新しい数字がどんどん更新
され修正されておまして、確定値が 6 月くらいまでに出ますので、その農林課の数字に
あわせて微調整をまた行うことがあることをご了承していただき、議決いただきたいと
思います。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第 5 号について質疑、意見を許しますが、何かございま
せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号について本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については本委員会において原案のとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第19回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

午後2時51分閉会